三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四　追記情報
五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告
六　会計監査報告を作成した日
4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一　正当な理由による会計方針の変更
二　重要な偶発事象
三　重要な後発事象
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第二十五条　準用通則法第三十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
2　準用通則法第三十九条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
（短期借入金の認可の申請）
第二十六条　支援センターは、法第四十七条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。
一　借入れを必要とする理由
二　借入金の額
三　借入先
四　借入金の利率
五　借入金の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　その他必要な事項
（準用通則法第八条第三項に規定する法務省令で定める重要な財産）
第二十七条　支援センターに係る準用通則法第八条第三項に規定する法務省令で定める重要な財産は、支援センターの保有する財産であって、法第四十七条の二第一項若しくは第二項又は第四十七条の三第一項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた法第四十一条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）におけるその帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上法第四十七条の二又は第四十七条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他法務大臣が定める財産とする。
（不要財産に係る地方公共団体出資の払戻しの認可の申請）
第二十八条　支援センターは、法第四十七条の三第一項の規定により、地方公共団体出資に係る不要財産について、当該地方公共団体出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該地方公共団体出資に係る不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。
一　地方公共団体出資に係る不要財産の内容
二　不要財産であると認められる理由
三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）
四　当該不要財産の取得に係る出資の内容（法第四十七条の三に規定する出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）
五　催告の内容
六　当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額
七　法第四十七条の三第三項に規定する法務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合には、当該不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
八　前号の場合における譲渡の方法
九　第七号の場合における譲渡の予定時期
十　その他必要な事項
2　法務大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が法第四十七条の三第三項に規定する法務大臣が定める基準により算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を支援センターに通知するものとする。
一　法第四十七条の三第一項の規定により、当該不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分
二　法第四十七条の三第三項に規定する法務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額
（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）
第二十九条　支援センターは、法第四十五条第三項の中期計画において法第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合において、法第四十七条の三第一項の規定により、地方公共団体出資に係る不要財産について、出資者に対し当該地方公共団体出資に係る不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を法務大臣に通知しなければならない。
2　法務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。
（催告の方法）
第三十条　法第四十七条の三第一項に規定する法務省令で定める催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による提供とする。
一　地方公共団体出資に係る不要財産の内容
二　法第四十七条の三第一項の規定に基づき当該不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨
三　法第四十七条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別
イ　当該不要財産の払戻しをすること。
ロ　法第四十七条の三第三項に規定する法務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをすること。
四　当該払戻しを行う予定時期
五　第三号ロの方法による払戻しの場合における当該払戻しの見込額
2　前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の払戻時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が前項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。
（地方公共団体出資に係る不要財産の譲渡の報告等）
第三十一条　支援センターは、法第四十七条の三第三項の規定により地方公共団体出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を法務大臣に提出するものとする。
一　当該不要財産の内容
二　譲渡によって得られた収入の額
三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
四　譲渡した時期
五　法第四十七条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額